



消費者機構日本

ニュースレター 180号

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>
発行人: 二村 睦子 編集責任者: 板谷 伸彦

・CONTENTS・

- ・第19回通常総会 概要報告
- ・(株)rhombus の通販サイトを改善
- ・(株)アルファ・アンド・カンパニーが受講規約を改善
- ・エーチーム・アカデミー訴訟は上告審へ
- ・エスアイヘリシス(株)との協議を公表
- ・順天堂大学訴訟 授権契約終了

第19回通常総会 概要報告

消費者機構日本では、第19回通常総会を2023年6月13日(火)に開催しました。

第16回総会～第18回総会までの3年間は、新型コロナウイルスへの対応として書面議決又は委任状での表決を基本にお願いしてきましたが、昨今、社会全体としても感染対策の段階的な緩和が進められる中で、第19回通常総会については、オンライン参加をメインとしつつ会場での参加も可能とする併用開催としました。



以下、第19回通常総会の概要をご報告いたします。

日時: 2023年6月13日(火) 17時30分～18時15分
場所: 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 5階
参加者: 出席表決権総数: 115 (表決権総数 125 の過半数で成立)

※オンライン会議システムによる双方向参加を含む。

(内訳) 実出席評決権数: 36 (うちオンラインによる出席 14)、

委任状出席: 2

書面表決者: 77

議題: 審議事項

1. 第1号議案 2022年度事業報告承認の件
2. 第2号議案 2022年度決算承認の件
3. 第3号議案 定款の一部改正の件
4. 第4号議案 役員補充選任の件

報告事項

1. 2023年度事業計画
2. 2023年度予算

審議事項

板谷伸彦専務理事より概要以下の提案が行われた。参加者からの質疑はなかった。

<第1号議案 2022年度事業報告承認の件>

被害回復については、順天堂大学に対する簡易確定手続きを終了し、多数の被害回復を実現することができた。

差止請求については、エーチーム・アカデミーの控訴審判決があった。その他、3 件の差止請求訴訟があり、それぞれの弁護士が奮闘した一年であった。

運営面では、事案の検討をスムーズに進行させるため各検討チームの増員を行った。また、COJ 役職員・委員全体会議を開催しチームを超えて特徴的な事案について共有する場を設けた。

<第 2 号議案 2022 年度決算承認の件>

会計期間は 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日、資金の範囲は現金・預金、商品券、未収金、未払い金、預り金等を含めたものである。

2022 年度は、順天堂訴訟の収益等により大幅な黒字となったが、認定 NPO 法人に認められる「みなし寄付金」制度の適用と過去から積み上がった青色欠損金との相殺により、納税額は都民税の均等割り（70,000 円）のみとなった。

順天堂訴訟の収入があった一方で、支出については訴訟の終結時期との関係で弁護士費用の支払いを次年度に繰り延べした。その結果、経常収益 55,098 千円余に対し、経常支出 18,904 千円余となり、当期経常増減額は 36,193 千円余の増（黒字）となった。

<監査報告>

上山精一監事より、理事の業務執行は適正に行われ、日常の会計処理も適正で、決算諸表は正確に作成されている旨の監査報告が行われた。監査意見として以下の 2 点の指摘があった。

- ① 特定適格消費者団体として被害回復関係業務を着実に実施できるよう、さらに財政強化と体制整備をすすめられたい。
- ② 引き続き、行政との連携強化を通じて、消費者団体訴訟制度についての社会的理解、適格消費者団体への信頼を広げていくよう努められたい。

<第 3 号議案 定款の一部改正の件>

変更の第一点目は、消費者裁判手続特例法の改正により法律名と条文番号に変更があったことへの対応となる。

変更の第二点目は、団体運営の効率化を図るため、総会招集通知を電子メールでも行えるようにするものである。

<第 4 号議案 役員補充選任の件>

浦郷由季理事と上山精一監事から、それぞれ所属団体での役割変更により辞任の申し出があったことから補充選任することを提案した。

・理事候補者（敬称略）

氏名	所属等
郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 代表理事（事務局長）

・幹事候補者（敬称略）

氏名	所属等
五味 孝幸	生活協同組合コープみらい東京都本部 参加とネットワーク推進部 部長

議案の採決

議長より定款第 31 条の要件を充足して総会が成立していることが改めて報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入り、いずれの議案も賛成多数で可決・承認された。

報告事項

板谷伸彦専務理事より、下記の事項について報告が行われた。参加者から質疑はなかった。

(1) 2022 年度事業計画（2022 年 5 月 16 日第 12 回理事会議決）

引き続き差止請求関係業務、被害回復関係業務を中心に成果を生み出していくための対策として次のような課題に取り組んでいく。

- 課題 1 情報収集機能の強化
- 課題 2 組織運営の課題
- 課題 3 広報の推進
- 課題 4 差止請求関係業務の推進
- 課題 5 被害回復関係業務の推進
- 課題 6 政策提言活動

(2) 2023 年度予算（2022 年 5 月 16 日第 12 回理事会議決）

経常収益 15,237 千円、経常支出 34,697 千円を計画。

経常増減は 19,460 千円の減（赤字）を見込んでいる。新たな簡易確定手続きによる収入が見込めず、支出の方は前年度から繰り越した弁護士報酬の支払いやホームページ改修のための費用が発生するためである。

以上ですべての議事を終了しました。

閉会后、本総会をもって退任された浦郷理事、上山監事よりご挨拶をいただきました。

(株)rhombus が通販サイトの画面表示等を改善

消費者機構日本は消費者からの情報提供を受け、商品「ディスメル」の定期購入販売を行う(株)rhombus に対し、2022 年 10 月に下表のとおり「要請及び申入れ」を行ってきました。

このたび同社から回答を得、指摘した問題点が是正されていることを確認するとともに、最終的に指摘した商品「ディスメル」販売自体が停止（2022 年 12 月末付）されたことを確認しましたので公表しました。

当機構からの要請及び申入れの概要	(株)rhombus からの回答
<p>■ 定期購入契約であることの表示 消費者の誤解を生じないように、定期購入契約であることを目立つように表示すること。</p>	<p>初回の金額と文字サイズを合わせて、初回料金だけがお得と誤認識されぬようフォントサイズを修正させていただきました。</p>
<p>■ 最終確認画面での自動継続表示 消費者の誤解を生じないように、最終確認画面においても自動継続となる契約となることを目立つように表示すること。</p>	<p>2 回目以降のご料金、解約申告がない場合は自動で配送になる旨、5 回以上ご購入いただいた際のご請求額実例について追記させていただきました。</p>
<p>■ 定期購入契約の解約方法を拡充 解約方法は、メール、郵送、FAX、ネット等の他の連絡方法も認めること。</p>	<p>解約は電話だけでなく、問い合わせフォームでの解約も承る旨を追記いたしました。</p>
<p>■ 利用規約第 16 条未成年者取消を承認 未成年者取消を不可とする規約を削除または民法上の未成年者保護規定に添った内容に改善すること。</p>	<p>利用規約第 16 条から未成年の項目を削除いたしました。</p>
<p>■ 利用規約第 2 条パスワード認証見直し パスワードによる認証によって、事業者に帰責性がある場合でも本人に効果が帰属するとする規約を削除または改訂すること。</p>	<p>利用規約第 2 条から該当項目を削除いたしました。</p>

今後の商品販売につきまして、令和 4 年 12 月末の商品出荷をもちまして、ディスプレイの販売は停止といたしました。現在 WEB サイトが閲覧できる状況になっておりますが、終売におけるお客様からのお問い合わせ窓口として残しております。令和 5 年 2 月末を目処に WEB サイトにつきましても閉鎖を予定しております。

(株)アルファ・アンド・カンパニーが受講規約を改善

消費者機構日本は、消費者から情報提供を受け、株式会社アルファ・アンド・カンパニーに対して「アルファ個別指導受講規約」の一部を次の内容で是正するよう申し入れました。

【申入内容】

中途解約を一切認めない旨の文言の削除及び中途解約又はプログラム継続中止となった場合に平均的損害を超える損害賠償または違約金を求めない内容の規定へ変更すること。

【改定内容】

協議の結果、次のように「アルファ個別指導受講規約」の一部を改定することに合意し、和解が成立しました。

改定前：当機構から是正を求めた規約の条項	改定後：改善内容
アルファ個別指導受講規約 ＜基本規則＞ 3. 正式申し込み後は、いかなる場合も、中途解約・返金・支払義務解消はございません。受講を途中で断念される場合も、返金・支払義務解消はございません。 4. 以下行為をされた場合は、プログラム継続中止となります。その場合も返金はございません。（以下、略）	・左記 3. 条項の全てを削除。 ・左記 4. 条項のうち「その場合も返金はございません。」部分の削除。

エーチーム・アカデミー差止訴訟は上告審へ

芸能人養成校を運営する(株)エーチーム・アカデミーが、入学時諸費用(38万円)について、退学等の場合返金しないと定めていることに対し、そのような意思表示を行わないよう、差止請求訴訟を提起した事案です。

その控訴審判決が 2023 年（令和 5 年）4 月 18 日に言い渡されました。この判決に対する当機構の評価はホームページをご参照ください。特に、入学時諸費用 38 万円が第一審被告に入校しうる地位の対価と認められるか否かについて、第一審判決がかかる地位を認め 12 万円と評価していたのに対し、控訴審判決が、かかる地位の権利性・対価性を否定した点については、本件訴訟において大きな前進と評価できます。

しかしながら、相手方は 4 月 27 日付で上告及び上告受理申立てを行っており、当機構としても上告審に対応してまいります。

エスアイヘリシス(株)との協議を公表しました

＜契約の概要＞

エスアイヘリシス(株)はヘリコプターの持分を販売し、その持分購入者に一定の賃借料を支払う形でヘリコプターを賃借し、「航空機運航事業（遊覧飛行等）」に供するという事業を展開し、また、持分購入者には購入金額に応じて所有者優待サービス等を提供するとしていました。

持分代金支払日から起算した 3 年、5 年及び 10 年の特定日で解約した場合は、未利用の所有者優待券を券面額の 65～75%で、機体を 25 万円で、それぞれ買い取るとする一方で、特定日以外の解約に対しては、機体買取予定額から買取手数料（購入代金の 10%）を差し引いた額のみを

返金する（所有者優待券の買取はない）としていました。

＜当機構の申入れの内容＞

特定日を設定し、その時期以外の解約に対しかかる条件を付す条項について、消費者契約法第9条第1号に該当すると考え、当該条項を契約書から削除するよう求めました。

＜協議の経過と結果＞

相手方事業者は、「お客様の損害賠償請求を妨げるものではございません」等の文言を入れる等の対応を表明しましたが、当該条項を削除するとの回答は得られませんでした。

しかしながら、書面協議において、令和4年6月1日施行の改正預託法により販売預託の勧誘・契約については、消費者庁の確認が必要である旨指摘したところ、相手方事業者は 令和4年6月1日以降は、従前の「航空機売買契約及び航空機賃貸借契約」の勧誘は行っていない旨、2022年8月10日付書面で回答しました。これにより削除を求める必要がなくなりましたので協議終了としました。

また、その後、2022年8月下旬に当該事業者のホームページでは、新たに「オペレーションリース事業」という名目で顧客にヘリコプターの共有持分を販売し、それをリースすることで賃貸料を得られる旨の案内が行われていました。この事業についても、改正預託法の規制対象ではないかと指摘したところ、当該事業者より、契約の相手は、営業のためまたは営業として契約する者に限定している旨の回答がありました。

以上の経緯より、消費者を対象とした契約ではなくなったと考えられるため、当機構の申入れの趣旨は実現したと判断し、本件を終了いたしました。

順天堂大学訴訟 授権契約終了

＜分配金の振込み業務の終了＞

2023年3月20日に当機構と順天堂大学間で和解が成立したことをふまえ、当機構から債権が確定した方々への分配金の振込みを4月24日に行いました。

＜授権契約の終了＞

分配金の振込み業務の終了をもちまして、授権者の皆様との本件契約を終了しました。

全国の適格消費者団体（23団体）のホームページ公表情報 （2023年4月21日～2023年6月20日分）

- 現在、全国の適格消費者団体は23団体です。各団体のホームページの公表情報をお知らせします。
 - 事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。下記の公開情報欄に掲載のない情報については、各団体のホームページからご確認ください。
- ※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(2023年4月21日～2023年6月21日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023-06-08 : (有)三景スタジオから回答書が届きました。 ■ 2023-05-09 : (株)FLLW へ回答のお願いを送付しました。 ■ 2023-05-01 : (有)三景スタジオに対し要望書を送付しました。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023-05-01 : 「足うら屋」に対し、申入書及び照会書を送付しました。 ■ 2023-04-27 : カロリートレードサッポロへの申入書に対し、フランチャイザーの(株)EVANESS から回答書が届きました。
<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください</p>
<p>《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023/06/08 : 株式会社三和住宅にご連絡書を送付しました。 ■ 2023/05/22 : 株式会社ベリテに再申入書を送付しました。 ■ 2023/05/01 : (株) 悠優コスメティクスに申入れ終了のご通知を送付。 : (株) ウェルネスフロンティアに差止請求書を送付しました。 : 株式会社 HappyLifeBio に申入書を送付しました。
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023年6月11日 : サービスサポートの中途解約
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023年06月19日 : LINE (株) に対する申入れ活動を終了しました ■ 2023年06月15日 : (株) ビッグモーターから、消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」に対する「回答書」を受領しました ■ 2023年06月15日 : (株) レアルに対する申入れ活動を終了しました ■ 2023年06月06日 : 暮らしのホームズ、貴和設備に対する差止請求訴訟の第1回口頭弁論が終了しました ■ 2023年05月15日 : (株) ビッグモーターに対し消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行いました <p>★過去の記事・業種別一覧</p>
<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023年06月20日 : (株)ゼクシス ■ 2023年06月15日 : (株) トーヨーテクノ
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023年5月31日 : (株)rhombus が販売する商品『デイスメル』のサイトの画面表示等に係る問題点が改善された後に、最終的に問題点を指摘した商品『デイスメル』の販売自体が、2022年12月末の商品の出荷をもって停止されました。 ■ 2023年5月31日 : (株)アルファ・アンド・カンパニーが「アルファ個別指導受講規約」から中途解約時の不返還条項を削除しました。 ■ 2023年5月19日 : エーチーム・アカデミー差止訴訟 控訴審では、入学時諸費用について7万円を超えて不返還としないよう、当機構の差止請求を認める判決がしめされました。相手方は上告しています。 ■ 2023年5月12日 : エスアイヘリシス(株)より、令和4年6月1日以降は、従前の「航空機売買契約及び航空機賃借契約」

	<p><u>の勧誘は行っておらず、同年8月下旬より開始した「オペレーションリース事業」は、契約の相手方を営業のためまたは営業として契約する者に限定しているとの回答を受領しました。</u></p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>■ 2023.05.22 : ADW 株式会社に対する差止請求訴訟で和解が成立しました。 5月15日午前11時00分の弁論期日において、当事者間双方の合意により裁判所での和解が成立しました。 <u>詳細はこちら</u></p> <p>■ 2023.5.03 : ツリーベル株式会社より回答書を受領しました。 <u>申入れに関する詳細はこちら</u></p>
<p>《消費生活ネットワーク新潟》 http://www.network-niigata.com/index.html</p>	<p>■ 2023年05月19日 : <u>トレイルランナーズへ再申入れを行いました</u></p> <p>■ 2023年05月15日 : <u>株式会社レッドビジョンから再申入れの回答がきました</u></p> <p>■ 2023年04月21日 : <u>株式会社ピカイチへ申入れ終了通知をしました</u></p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>■ 2023年3月30日【<u>申入活動</u>】<u>シャープ(株)に対して要望書を送付したところ、改善のご連絡をいただきました。</u></p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■ 2023年06月20日 : <u>株式会社ベストブライダルサービスより回答書が届きました</u></p> <p>■ 2023年06月15日 : <u>一般社団法人日本自動車連盟(JAF)より追加回答書が届きました</u></p> <p>■ 2023年06月08日 : <u>有限会社ワンラブ (one love) から連絡書(契約書等)が届きました</u></p> <p>■ 2023年06月06日 : <u>宗教学者薬師寺に対する差止請求訴訟(第二次)の第11回期日が開かれました</u></p> <p>■ その他 : <u>申し入れ活動記事一覧</u> : https://cnt.or.jp/category/information</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■ 2023/6/20 : <u>全身脱毛サロン「キレイモ」を運営するG F A株式会社に対して「申入書兼再お問合せ」を送付しました。</u></p> <p>■ 2023.06.07 : <u>株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、チケット規定に関する「お問合せ」を送付しました。</u></p> <p>■ 2023/6/6 : <u>(株)ラウレラに対する申入れ活動の終了について</u></p> <p>■ 2023/5/15 : <u>イベント事業者・株式会社スターリーナイトカンパニーに対する被害回復訴訟について、進行協議期日が行われました。</u></p> <p>■ 2023/5/2 : <u>株式会社希乃屋への「再お問合せ」に対して回答が</u></p>

	<p><u>届きました。</u></p> <p>■ <u>2023/4/21:USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第19回裁判が行われました。</u></p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■ 2023年05月17日 : <u>(公財)太宰府メモリアルパークにご連絡を送付しました</u></p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>■ 2023年06月14日: <u>株式会社アーカイバーKEB に対して差止請求訴訟をいたしました。</u></p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>■ 2023-06-06: <u>株式会社 ARROWS (アローズ) に対する申入れを終了しました。</u></p>
<p>《消費者ネットワークかごしま》 https://net-kagoshima.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

・・END